

2016年度（第5回）

香川県スーパーグランドシニア&女子シニアゴルフ親善競技

開催日 : 平成28年11月25日(金)
開催コース : 高松ゴールドカントリー倶楽部

主催 香川県ゴルフ協会
共催 香川県ゴルフ協会
加盟クラブ支配人会

JGAゴルフ規則を適用する。ゴルフ規則と付属規則Iの規定は最新のゴルフ規則が適用される。
ただしゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に記載されている場合を除き
ローカルルール及び競技の条件の罰は2打の罰とする

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用球の規格

『公認球リストの条件・ゴルフ規則付I(B)1b』を適用する。

4. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付I(B)1a』を適用する。

5. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

6. ホールとホールの間での練習禁止

『ゴルフ規則付I(B)5b』を適用する。

7. プレーの中断と再開

(1) プレーの中断（落雷などの危険を伴わない気象状況）については、ゴルフ規則6-8b、c、dに従って
処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員が
ホールとホールの間でいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開
してはならない。1ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなけれ
ばならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。
競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に定められているような、罰を
免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。
この条件の違反の罰は競技失格（ゴルフ規則 6-8b注）

(3) プレーの中断と再開の合図について

a. 通常のプレー中断：短いサイレンを繰り返して通報する。及び競技委員を通じて競技者に連絡する。

b. 険悪な気象状況に：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。及び競技委員を通じて競技者に連絡する。
よる即時中断

c. プレーの再開：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。及び競技委員を通じて競技者に連絡する。

8. 移 動

本競技では、プレーヤーのゴルフカートの使用および乗車を認める。但し、ゴルフカートはプレーヤーの
携帯品の一部とする。そのカートとカート上の全ての物は、球との関連で問題が生じた場合、その球の
持主であるプレーヤーの携帯品とみなす。

但し、そのカートを共用しているプレーヤーの一人がこれを動かしていた時、または一人のプレーヤー
の指示で共用のキャディーが動かしていた時は、そのカートとカート上の全ての物はカートを運転して
いるプレーヤー、または特定の指示を出したプレーヤーの携帯品とする。

9. スコアカードの提出

本競技においては、エリア方式を採用する。

10. キャディー

正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止
する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付I(B)2』を適用する。

◀裏面に続く▶

11. 順位の決定

所定のホールを終了し各部門のスクラッチの部において1位にタイが生じた時は、ただちに1番18番ホール（繰り返し）を使用してのホールバイホールによるプレーオフを行い順位を決定する。尚3名以上でプレーオフが行われる場合、優勝者以外の者は2位タイとする。
ダブルペリアの部においてタイが生じた場合は、1位を含み全て年長者上位とする。

12. 使用ティーマーカー

コンペティションマーク（男女同一ティー）とする。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ（規則27-1）
アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地（規則25-1）
修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. ラテラルウォーターハザード（規則26-1）
ラテラルウォーターハザードは赤杭又は赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は、線をもってその限界を標示する。
4. 動かさない障害物（規則24-2）
 - a. 排水溝
 - b. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝及び白線で囲っている区域。（その道路の一部とみなす）
 - c. グリーンに近接する動かさない障害物について、『ゴルフ規則付 I (A)4a』を適用する。
5. 電磁誘導カート用の2本のレール
電磁誘導カート用の2本のレールは全幅をもってカート道とみなす。球がこのカート道上にある場合、プレーヤーは規則24-2 b (i) 【動かさない障害物】の救済を受けなければならない。
6. 指定ドロップ区域
コース内の以下の箇所で障害が生じた場合には該当ホールの指定ドロップ区域を使用することができる。
 - (1) 3番グリーン左側の防護柵
 - (2) 13番グリーン左の防護柵及び防護ネット
 - (3) 15番グリーン奥の防護ネット
7. コースと不可分の部分
13番ホールグリーン周辺のバンカーに接する枕木。
8. 特設ティ
各ホールにてティインググラウンドからの球がOBの場合は、前方の特設ティよりプレーする事ができる。尚、特設ティを使用する際にはショートホールは1打罰、ミドル・ロングホールは2打罰を付加する事。
9. 特設ドロップエリア
18番ホールにおいて、球がグリーン周辺ラテラルウォーターハザードに入った場合は、通常のラテラルウォーターハザードの救済の他に2打付加して指定ドロップ区域を使用することができる。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加・変更のある時は、掲示して告示する。
2. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは、使用禁止とすることがある。
3. 本競技は、距離計測器等の使用は認めておりませんのでご注意ください。
4. コース内での携帯電話は、許可なく使用を禁止する。
5. 競技委員会は競技中を含めいつでも出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。

競技委員長 山本 三十四